## 憲法調査会で調査されるべき「21世紀の日本のあるべき姿」について

2000.11.9 衆議院憲法調査会 南山大学教授・法学博士 小 林 武

## ま え お き 主権者国民として、憲法研究者としてこのテーマを考える

- 1 憲法調査としての「日本の姿」論
- (1) 憲法調査会による調査のあり方
  - ・ 憲法に照らした「国のかたち」の調査
  - ・ 憲法論と各政党・政治家の責任
- (2) 憲法調査会の法的位置の確認
  - ・ 権限の自己制限――国会法第11章の2と「申合せ」の意義
  - ・ 調査テーマの体系性にふれて
- 2 憲法からの政治の「乖離」をもたらしたもの
- (1) 日本国憲法はどのように扱われてきたか
  - ・ 「乖離」の発生とその問題点
  - · 憲法調査会の歴史的役割
- (2) 憲法実現の課題に最高裁はどのように応えてきたか
  - ・ 違憲法令への対応
  - ・ 立法府と最高裁の関係
- 3 憲法を生かした21世紀の日本の姿
- (1) 新世紀の日本像をどのように描くか
  - ・ 第145 国会の諸立法への注目
  - ・ 生存権保障のもつ格別の意義
- (2) 憲法に誠実なデッサンを――平和主義をめぐって
  - ・ 9条の規範的意味の確認と自衛隊運用の問題
  - ・ 平和的国際貢献を内容とした積極的憲法政策の展開
- む す び 憲法の誠実な実践の上でこそ、真の改正論議が可能になる